

電気温水機器（ヒートポンプ給湯機）の 対象範囲について（案）

令和元年6月17日

資源エネルギー庁

1. 対象範囲

- 現行のトップランナー制度ではCO₂を冷媒とする家庭用の電気温水機器（以下「ヒートポンプ給湯機」という）のうち、ヒートポンプで発生させた熱を給湯・ふろ保温以外に床暖房等の暖房へ利用する機能を有するものについては、暖房機能を含めたエネルギー消費効率の測定方法が確立されておらず、出荷台数が極めて少ないことから対象範囲から除外としている。
- 次期基準についても現行と同様とし、CO₂を冷媒とする家庭用ヒートポンプ給湯機を対象とし、暖房機能を有するものについては対象範囲から除外する。

- CO₂以外を冷媒とするもの

- 家庭用ヒートポンプ給湯機のうち、2015年度にHFC32(R32)冷媒を用いたヒートポンプ給湯機の販売を開始したが、2017年度の出荷台数比率は0.5%未満。

- 暖房機能を有するもの

- 家庭用ヒートポンプ給湯機のうち、ヒートポンプで発生させた熱を給湯・ふろ保温以外に床暖房等の暖房へ利用する機能を有するものは、2017年度の出荷台数比率0.3%。
- 暖房機能を有するものは2014年度から急激に出荷数量が下がった。生産販売しているメーカーは5社から2社に減少している。

- 業務用のもの

- 業務用の2017年度の出荷台数は0.6%。
 家庭用ヒートポンプ給湯機：439.6千台（98.7%）
 業務用ヒートポンプ給湯機：2.7千台（0.6%）

